

玉川村文化団体連絡協議会表彰規程

(目的)

第1条 玉川村文化団体連絡協議会（以下「文化団体連協」という。）が、文化の向上進展に功績のあった個人又は団体の顕彰を目的として表彰規程を定める。

(表彰の範囲)

第2条 表彰は、文化団体連協所属団体員はもちろん本村在住者及び本村出身者で他の地域に居住する者も含めるものとする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、文化功労賞及び文化優秀賞とする。

(文化功労賞)

第4条 文化功労賞は、多年にわたり文化の振興に貢献した者について行う。

(文化優秀賞)

第5条 文化優秀賞は、県以上の大会で、優秀な成績を収めた者について行う。

(表彰状)

第6条 受賞者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(内申)

第7条 文化団体連協加盟団体の長又はその他の団体の長は、定められた期日までに別紙様式により、文化団体連協会長に被表彰候補者の内申をするものとする。

なお、文化団体連協会長も内申することができる。

(決定)

第8条 文化団体連協会長は、役員会において受賞者を決定する。

(受賞者名簿)

第9条 受賞者の氏名その他必要な事項は、受賞者名簿に登録するものとする。

※裏面につづく

(雑則)

第10条 受賞の選考基準は、別に定める。

第11条 文化功労賞は、重複して贈ることはできないが、文化優秀賞は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成11年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

表 彰 選 考 基 準

○ 文化功労賞

(1) 長く文化協会又は加盟団体の役員として文化団体連協の運営並びに事業遂行に貢献された者。(長くとは5年以上の者)

(2) 長く地域の文化振興に功績のあった者。(長くとは10年以上の者)

○ 文化優秀賞

(1) 県大会において優秀な成績を収めた者。

(2) 県を代表して東北大会以上の大会において優秀な成績を収めた者。